令和８年 10 月より施行する「吉見町「週休２日工事」に係る事務取扱要領」と「吉見町週休２日制モデル工事試行要領」との主な相違点

・原則として、すべての工事を週休２日工事とする
　試行要領では、対象工事は発注課が選定

・週休２日の確保に要する経費の補正を廃止
　試行要領では、補正係数を乗じた費用で積算

・取組方法の指定の廃止
　試行要領では、現場閉所型か交代制を発注者が指定していたが、事業者が選択

・実績報告の簡素化
　取組内容を報告するための様式の簡素化（様式１）

※令和８年９月以前の単価を使用して積算した工事は、従前の「吉見町週休２日制モデル工事試行要領」を適用することとします。